

Title	健康保険運動の基調 (一)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.3 (1922. 3) ,p.386(96)- 401(111)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220301-0096">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220301-0096</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を製作するのが目的である。故に藝術は、所謂世に謂ふ藝術のみではない。繪畫、彫刻のみを以て藝術とすべきではない。活動の様式を満足すべき何等かの形式における労働がそれである。「故に藝術の目的は、人にその閑暇を樂ましめる美と興味とを興へ、その休息において倦怠を防止し、彼等の労働において希望と肉體的快樂を興へること、約言すれば、人間の労働を幸福にし、その閑暇を有用ならしめることによつて、人間の幸福を増進することである、従つて眞の藝術は人類に對する純粹な幸福である。」(Aims of Art. Collected Works. vol. 23. p. 84) (未完)

## 健康保險運動の基調 (一)

園 乾 治

本誌一、二月に發表した拙稿「米國に於ける健康保險運動」は米國、殊にCalifornia及びMassachusetts兩州に於ける健康保險運動の概観をなすに過ぎなかつた。本號以下に於いては更らに進むでその運動の基調をなす労働者の疾病その他に就いて研究して見たいと思ふ。さうしてこの問題は既に一月號に於いて少し許り論及して置いたのであるが、その際には本旨を述べるに餘りに急であつた爲めに十分論じないで過ぎて行つたので、重複を厭はず茲に再論するのである。本論は專らThe American Labor Legislation Review, June, 1916, "Brief for Health Insurance" に據つた。既に他に幾多の詳密な研究發表が行はれてゐるにも拘らず、自分が特に前述の參考書に據つたのは、これを以て前論「米國に於ける健康保險運動」の補遺としてその當時の事情を述べるために最も適當なものであり、より詳細なる研究は寧ろ他の機會に譲るのが至當であるを考へたからである。

米國に於ける健康保險運動の根本基調をなすものは、次の六個の思想である。

- 一、米國の労働者間に於いては疾病率及び死亡率が頗る高きこと
- 二、醫療を受くるためにより以上の準備をなすことが必要であること
- 三、疾病のために喪失せらるる賃銀を確保するため、より有效なる方策を必要とする
- 四、疾病を豫防するために一層の努力を必要とすること
- 五、現在ある各種の施設はこれ等の必要に應ずるに不適當であること
- 六、醫療及び現金を給付する強制加入主義の健康保險は、最もよく以上の希望を實現するに適當なる方法であること

健康保險を主張するもの、議論は、種々雑多であるかも知れない。けれども孰れの議論もこれを要約すれば、以上擧げた六個の根本思想の孰れにか歸著するものである。さうしてこの六個の根本思想は、多くの民衆によつて亦正當であると認せらるゝところであつて、各州に於いて最近著しい保險運動の勃興と、確實なる成功とが見られるやうになつたのは、一にその結果であると云ふことが出来やう。然らばこの要約せられた根本思想は、如何なる事實を基礎とし、如何なる内容を有するものであるか。吾人は先づ米國に於ける労働者の疾病率及び死亡率より順次に研究することゝしやう。

一、労働者中疾病に因つて労働不能に陥るものが頗る多い。  
合衆國に於いては健康保險制度の完備せざる以前の他の諸國と同じやうに完全なる疾病統計

がない。然しながらこれ迄に試みられた調査の結果は、孰れも労働者の中には疾病によつて不能力に陥るものが非常に多いことを示してゐる。

Metropolitan Life Insurance Company の調査を一例として引照すれば、New York 州の Rochester に於いては十五歳又はそれ以上の男子千人中二三・三人は絶えず疾病に罹り、同じく十五歳又はそれ以上の女子千人中二五・七人は疾病によつて同様労働することが出来ないのである。これは男子は一ヶ年の中平均八・五日、女子は九・四日労働能力を喪失することを示すものである。これを Rochester 全市から見れば二千百四十七人のものが、絶えず病床に横つてゐることになり、一ヶ年労働日数を三百日とすれば六十六萬四千日の喪失に相當するのである。(Lee K. Frankel, "Community Sickness Study")

United States Public Health Reports, Feb. 25, 1916) New Jersey 州の Trenton の調査は、Rochester の調査と類似した結果を示してゐる (ibid)。Indiana 州の最近の研究は商店の婦人失業者中の一七・九パーセントは疾病のためであることとてゐる。(Final Report of the Commission on Industrial Relations 1915) 一九〇一年の聯邦調査によれば労働者の家庭二萬五千四百四十中一一・二パーセントの戸主は全く疾病のため一ヶ年失業し、平均七・七一週の失業日数を算へるのである。さうしてもしその他の原因による失業を加ふれば、人数は更に二・七パーセントの増加を來すことになる。(Eighteen Annual Report of the U. S. Commissioner of Labor, "Cost of Living and Retail Prices of Food," 1903)

米國全土に於いては、獨逸の經驗を基礎とす

れば、三千三百五十萬の職業男子及び女子あり、その中一千三百四十萬の疾病者、合計二億八千四百七十五萬日、一人平均八・五日の労働不能を惹起するものがあるとさふ推算になる。(American Labor Legislation Review, Jan. 1911) この點に關する最も大規模且つ精細なる調査は Federal Commission on Industrial Relations のものであらう。その報告文の中で「多くの注意が災害防止に向けられるけれども、然かもそれは疾病に比して、能力喪失の割合は僅かに七分の一にしかあたらぬ程少いものである」といつて疾病が如何に多く且つ大なる影響を與へるものであるかに就いて警告してゐる。(前掲 Final Report)

## 二、労働者は結核死亡率が高い。

結核は労働過度、榮養不良、不健康なる四圍によつて發生する疾病であるが、それがために

死亡するものが頗る多いのである。Emery R. Hayhurst は一九〇九年の合衆國死亡統計に載せられた百四十種の職業分類に於いて、"the 'captain of death' among occupied persons," たる結核病は九十六中の主要死因であつた。といつてゐる。(Monthly Bulletin of Ohio State Board of Health, Aug. 1913)

Fall River に於ける一九〇七年の同様な調査によれば紡績會社に労働する十歳以上の人々の内、男子死亡者二百八十七中の三十二・八パーセント女子死亡者二百九十九中の三十七・五パーセントはこの結核のために斃れたものであつた。紡績會社以外の會社に於いてこの病のため斃れたものは、數に於いては前者より稍々少いけれどもそれでも尙その他の疾病によるよりも遙かに多いのである。即ち同じ年に於ける十歳以上の男子死亡者一千〇九十七の中十三・九

パーセント、女子死亡者二千二百七十一の中八・五パーセントは結核の犠牲となつたのであつた。(Arthur R. Perry:—"Causes of Death among Woman and Child Cotton-Mill Operatives," Report on the Condition of Woman and Child Wage-Earner in the United States, Senate Document 645)

塵埃の多い職業に結核死亡者を生じ易いことは、詳しく述べるまでもなく、何人もよく知つてゐることである。次の表を見るものは百の議論よりも最もよくこの事實を窺ふことが出来るであらう。(Frederick L. Hoffman, "Mortality from Consumption in Dusty Trades," United States Bureau of Labor Bulletin No. 79)

一九〇〇—一九〇六年合衆國登録範圍 (Registration Area) に於ける男子十五歳以上の呼吸器病死亡率と對比したる塵埃多き職業に於

ける一八九七—一九〇六年の呼吸器病死亡率

職業 種 別	呼吸器病死 亡百分率
登録範圍の一九〇〇—一九〇六年の男子	一四・八
植物纖維性塵埃の職業	二四・八
礦物性塵埃の職業	二八・六
動物性及び混合性塵埃の職業	三二・一
金屬性塵埃の職業	三六・九

Metropolitan Life Insurance Company が六人に對して一人の割合で被保險者を有するといはれてゐる Massachusetts の一九一四年に於ける同社の産業保險に加入せる者の死亡總數七千二百七十三人の中結核による死亡者は一三・四パーセントである。然かるに同年に於ける一歳以上の總人口中の死亡者四萬三千三百十五人中の同病死亡者は九・六パーセントに過ぎない。「この相異は輕視することの出来ない相異である。さうしてこれは直接産業に従事する階級に課せらるゝ生命喪失の危険の加重である。結核死亡

率はその数の多いといふことによりて重要視せらるゝのみならず、そのために斃れるものは平均年齢三十五歳といふ壯年期に於いて最も多いことであるから、特に重要視せられる」と同會社の統計者 Louis F. Dublin は云つてゐる。 ("Mortality of the Industrial Population of Massachusetts," Public Health Bulletin of Massachusetts State Department of Health Nov. 1915)

今各職業に於ける肺結核死亡率の統計を示せば次の如くである。

登録範圍 (Registration Area) に於ける人口十萬中各職業に於ける十歳以上の男子の肺結核死亡數(一九〇〇年)

石切工	五四一	煙草工	四七七
印刷工	四五三	奴僕	四三六
書記事務員	四三〇	労働者(農業以外)	四一五
ブリキ工	三九八	寫真材料工	三七一
音楽家音楽教師	三六五	理髮師	三五六

三、労働者の間には變質的疾物がその勢力を

海員	三五〇	塗工	三四一
製革工	三三五	藥劑師	三三三
銅工	三一九	鉛管工	三一三
煉瓦工	三〇六	屠畜者	三〇〇
飲食店員	二九四	牧畜者	二九四
車力、御者等	二八八	渡船業者	二八六
醸造者	二六八	門番墓守	二六一
呼賣行商	二五七	菓子職	二五一
鍛鋼工	二五一	大工建具工	二五〇
機關火夫	二三六	皮革工	二三一
裁縫師	二三〇	鍛冶工	二二七
宿屋業者	二一八	織物工	二二三
製粉工	二一〇	機械工	二〇八
美術工作者	一九六	記者	一八九
花卉栽培者	一八七	醫者	一六九
商人	一六四	教員	一四五
辯護士	一四四	警察員	一四〇
靴工	一三七	集金代理人競賣人	一三六
鐵道員	一三五	僧侶	一三一
探礦者	一三〇	農夫	一二四
探伐者	一二一	銀行員官吏	一二二



遅ふしてゐる。

労働者の家庭には頻繁に結核がやつてくるのみでなく、變質的疾風に襲はれて死に至るものも亦頗る多い。變質的疾風——即ち心臟、血管、腎臟等の疾患——による成年者の死亡は最近三十年間に二倍に増加したとを、公衆健康を取扱ふ當局者は指摘した。(Eugen L. Fisk, "Diseases of Adult Life and Middle Age," New York State Department of Health, Health News, May, 1915) 又らしてこの種の疾患を "menaces to national vitality" と名けた二人の記者がある。

次に掲ぐるものは一九一一年 Metropolitan Life Insurance Company が産業保險の經驗によつて得た白哲男女の死亡率比較表である。

死亡原因		事故十萬中の比例	
各種の結核病	三五三・四六	男	二一九・八二
心臓器能病	一九八・八五	女	一九三・四五

氣管の疾病	三三・七四	二二・三一
各種の肺病	一四三・〇四	一〇三・三三
肝臟硬化性	三六・四七	一七・五四
腎臟炎	一五四・九二	一二五・七二

これ等の數字を基礎として Dr. Lee K. Frisbie は「この表に載せられたる男女は孰れも同じやうな社會階級にあり、且つ同じやうな家庭生活にあるものである。男子の死亡の女子のそれよりも超過せるはその際會する職業的危險如何によるものである。女子は多く男子労働者の妻であつて危險に曝さるゝことがより少ない生活をしてゐるのである」といふことを一九一三年九月 Niagara Falls の the Detroit Conference に朗讀した "Occupational Hygiene" の中で述べてゐる。

四、労働者の間には幼兒死亡率が非常に高い最近の研究によると、歐洲に於いては既に一大進歩をなしたる幼兒死亡率が、労働者の間に

於て特に著しいものであることが判つた。例へば Johnstown に於いては最も收入の寡少である人々の住む區に於いては——其處に住む人々は鑛業及び製鋼業に従事する不熟練労働者である——全市の平均より二倍、最も佳良なる區に比して五倍の幼兒死亡率を示してゐる。(Louis I. Dublin:—op. cit.) 全市を通じて、正式の結婚をなしたる父母より生れたる、一歳以下の幼兒の死亡率は一千に就き百三十七である。父の一年の所得一千二百弗又はそれ以上、換言すれば十分なる所得を有する家庭に於ける死亡率は、一千に就き八十四である。然かるに父の一年の所得五百二十一弗以下、或ひは一週の所得一弗に満たざる家族に於いては一千に就き二百五十五・七といふ高い死亡率を示してゐる。(Emma Duke, "Infant Mortality in Johnstown, Pa.," United States Department of Labor, Children's Bureau,

Bureau Publication No. 9, 1915) これと同じやうな研究が New Jersey の Montclair に於いて試みられた。その結果は、同じ傾向——家族の所得の減少するに従つて幼兒死亡率は昇ること——が明かにせられたのである。("Infant Mortality, Montclair, N. J." Bureau Publication No. 11, 1915)

若し Journal of Royal Sanitary Institute, London 1915 が云つてゐるやうに「高き幼兒死亡率は、國民の脆弱を決定する諸條件の優勢なることを偶意するものである」とすれば、米國の労働者間の以上の如き幼兒死亡率は、將に改造を必要とする状態のみなることを暗示してゐるものである。

五、労働者の一般死亡率もまた高率である。小額の所得を有する労働者に對する小額の週拂掛金を以てする産業生命保險と、他の階級に

對する普通の保險を兼營してゐる、一保險會社の經驗するところによれば、前述の如き特殊の死亡率でなく、一般の労働者の死亡率もまた高率であるといふ結果になる。Prudential Insurance Company の社長であつた John F. Dryden の一九〇五年の經驗がこれを證明してゐる。また Metropolitan の社長 John K. Hegeman も同じ結果を立證してゐる。この状態は一九〇五年以來變らないものであるらしい。

## II

米國に於ける健康保險の第二の根本基調をなすものは、労働者に對するより、よき設備を必要とすることである。労働者の疾病が著しく他の階級のそれより多く、また従つてその死亡率も著しく多いのであるが、それに對して彼等は十分な醫療の設備を具へてゐないのであつて、現代の標準から見ても頗る不十分、不完全なる取扱

をする外に手段がないのである。のみならず労働者並びにその家族の多くのものは、疾病に罹つても全然醫療を受けることの出来ないものである。多くのものはそれに要する費用を支辨することが出来ない。また無料診療所も不十分である。その施設は餘りに小數であり小規模である。

一、適當なる手當を受くる費用を労働者は支出することが不可能である。

Memorial on Occupational Diseases (American Labor Legislation Review Jan. 1911) に於いて計算せられたるところによると、一日一弗として米國の所得の多い職業に従事せる男女労働者の毎年醫療に要する費用は、總額二億八千四百七十五萬弗に達するといふのである。もつと最近に the Federal Commission on Industrial Relations (Final Report of the Commission on Industrial

Relations 1915) の計算するところによると、只

各人六弗としても、最小限度に於いて毎年一億八千萬弗を必要とすると云はれてゐる。一九一五年に Boston (Mass.) Dispensary に申出たる七萬五千のもの、家政状態を調べたところが、この施療所の取扱つた家族の三十七パーセントは、子女の所得を加へて一年の所得が六百弗或ひはそれ以下のものであり、四十九パーセントは七百弗或ひはそれ以下、七十パーセントは八百弗或ひはそれ以下、八十パーセントは一千弗或ひはそれ以下の人々であつたことが判つた。さうしてもし主な所得者のみについて觀察するとすれば、只三・五パーセントのみが一千弗以上の所得を有するに過ぎないのであつた。然かに一千弗以下の所得を有する家庭に於いては、自宅で治療するに要する材料、出産に要するものをも購入することが期待することは出来

ないのは當然である。

同じ施療所の研究は百六十六の男子の家長中に其年に二百六十四の罹病あり、その内にて七十二は勞働不能を惹起したるのみならず臥床を必要とするものであつた。さうしてその十一パーセントは如何なる種類の醫療をも有しなかつたのであつた。百三十七の臥床を要しないものゝ内五十三パーセントは醫者を得ることが出来なかつたのである。一千四百十四中の百六十二(即ち十一・六パーセント)は支拂能力ありとの理由によつて、この施療所の取扱に適當するか否か、疑問であつた。然し一方これに必要な手當を考へると僅か全體の一・二パーセントのみが、最小限度の費用を支拂ひ得るものであると考へられたに過ぎなかつた。Boston の如き都市の人口の四分一は、恐らくこれと同様の状態にあるのであらうと思はれる。都市の人口總體から論

すれば、自立せる労働者の大半のものは普通の疾病の場合には、支拂をなすことが出来るであらう。然しながら疾病の永延きたる場合、或ひは特別に費用が嵩みたる場合には支拂をする能力はないものである。

労働者が適當なる醫療を受けてゐないといふのは單に Boston のみならず他の大都會に於ても同様である。State Charities Aid Association が New York 州の Dutchess County に於ける代表的五區の疾病を研究したる結果は、一千六百中の八百八十二、換言すれば過半数は普通の手當の費用を支拂ふことが出来るけれども、長く家族の収入の途を斷つに及んでは、費用を支拂ふことは到底堪え得ることが出来なかつた。然かるに二百十二即ち十三・二パーセントは如何なる費用をも全然支拂ふ能力を有しないものであり、合計でこれ等の患者中の二十四パーセ

ントは醫療を受けなかつたのである。さうして「不必要な且つ防ぐことの出来ない苦難と貧窮の驚くべき多くの實例が見出されたのであつた。」(State Charities Aid Association, "Sickness in Dutchess County," New York, 1915)

前に述べたる Rochester に於いては、それよりもつと驚くべき悲惨なる事實がある。疾病に罹りたるもの、三十九パーセントは、何等醫師の診療を受けてゐなかつたのである。労働に従事することの出来ない程の疾病に悩みつゝある六百六十一人の人々の只六十三・八パーセントのみ醫療を受け、その餘は何等の手當を受けなかつたのである。また労働に従事するには大した支障のない病人百三十七人中、醫者にかゝつてゐたのは只四十五・三パーセントのみに過ぎなかつた。

齒科治療に於いても資金がないために、これ

を蔑にするの已む得ぬものが多くある。一人の工女はその齒を治療しなければならぬと New York Factory Investigating Commission に云はれた時に、「私はそれを治すお金がない、それだから私は痛むでも放つて置くより外仕方がないのです」と答へた。(Esther Packard, "Living on Six Dollars a Week," Fourth Report of (New York) Factory Investigating Commission, 1915)

これを要するに大多数の労働者は、只彼等が支拂ふべき資力を有しないがために、いろいろな方面の醫療を省みないのである。そのみならずかくの如き故障は、これが責任を獨り労働者のみに負擔せしむることは到底許し難いものである。尙この點は後で詳述する。

二、無料診療所は不十分であり、慈善であるとして多くの労働者より排斥せられる。

労働者はその必要とする醫療を受けるだけの

資力を缺いてゐるといふことを承認して、重要な都市には無料または半分診療の診療所が、非常に數多く設置せられてゐる。最近十五年間に米國に於ける診療所の數は、實に四倍を算するに至つた。

New York 市のみにても以前の the Hospital Saturday and Sunday Association 現今の the United Hospital Fund に加入した四十六個所の病院は一九一三——一九一四年に全部無料で六萬九千四百七十四人の患者を診療し、加ふるに二萬五千六百六十八人の半診療者を引受けてゐる。治療に要したる延日數二百十八萬三千五百三十八日の中、六十パーセントは無料、十三パーセントは市の負擔であつて、結局患者が何等の支拂をしなかつたものは兩者の合計七十三パーセント、百五十八萬一千六百七十三日を算してゐる。(Hospital Saturday and Sunday Association,

New York City, "Report for 1915")

勿論、無料診療所の施設は New York に限つたことではなから。二百十一の都市に於いて色々な方面からこの施設を企ててゐるのである。けれども大體から云つて、大都會の方にそれが多量である事實である。(Franz Schneider, Jr. Survey of the Activities of Municipal Health Departments in the United States, Russell Sage Foundation, Department of Surveys and Exhibits, 1916)

けれどもこれ等の費用を要する方法を以てしても尙ほその需要に應ずるには不足してゐる。Dutchess County に於いて一萬六千人の患者中二十八パーセントは適當な手當を受くることが出来るものであるといふ調査であつたが、實際は十パーセントを收容するに過ぎなかつた。これを簡単に云へば必要を訴へるものゝ三分一のみが

みかその手當を受けるに過ぎないのであつて、他はこれに與からぬのである。(前掲、Sickness in Dutchess County.) New York の the United Hospital Fund の云々ことに従へば「疑ひもなく、病院の手當を必要とするけれども、慈善を受くるを欲せざるが故に、その手當を受けざる多數のものがある。當市に於いて、現に孰れかの病院に手當を受けつゝあるものは重態にある病人、負傷者の十分一に過ぎないのである。適當なる手當を缺ぐがために健康と能率を喪ひて、友人或ひは社會の厄介になるものが頗る多數に上る」のである。

また New York City の無料診療所は年々四百五十萬弗を以てしても、總ての需要を満すことが出来ないのである。多くのものは自ら醫師に就くことが出来ない。けれどもまた病院に赴

いて治療を受けることを欲しない。東部で六百人の病者の中無料診療所を訪ねたるものは僅かに三十二・三パーセントに過ぎないものであつた。然かもこの中色々の原因によつて僅かに一回訪ねたるのみにして中止したるものが二十六パーセントに達する程であつて、到底不十分なを免れない。中西部に於いては東部の有様よりも、もつと悪い成績を示してゐる。こゝでは、只二十一パーセントのみが無料診療所に行き、その十五パーセントは只一回にして廢めてしまつたのである。さうしてその原因は大部分、自らその診療を無効であると思つたためである。かくの如き篤志に基くもの及び州の設立に基づく慈善事業の失敗は、結核の診療擴張運動によつてよくその間の事情を知ることが出来る。米國に於いては結核は豫防することの出来るものであるといふ議論が、一般に普及したる結果と

して最近十ヶ年にこの方面の施設が急激に増加した。さうして恐らく如何なる他の疾病に對する施設の増加も、この結核豫防に對するもの増加に比敵することは出来まいと信せられる程であつた。けれどもその効果は誠に微々たるものであつた。市當局の調査では New York City には三萬七千の結核患者であると云はれてゐるが、三千のものは自ら醫師に就き、六千のものは市設の療養所に收容せられ、一萬五千は學用患者として取扱はれてゐると計算せられた。然しその殘餘の一萬二千八百即ち三分一のみは、如何なる種類の手當をも受けてゐるか全く不明の有様であつた。然かもこの市の調査以外に尙一萬三千の計算せられぬ結核患者があり、手當を加へてゐるのはその極めて一小部分のみであるらしいと知れば、蓋し誰人も思ひ半に過ぐるものがあらう。



無料診療所の設備が如何に急速に普及しても、これによつて男子及び女子の間の無数の疾病を取扱ふことは到底不可能なことである。

### 三、出産其他の家庭内の手當看護の不備

極く最近に至つて自ら準備することの出来な人々のために、保健局其他の組織によつて巡回看護の方法を行ふことが始められた。それは特に結核及び幼児の福祉のために行はれることが多い。全國二百〇九の都市の内五十の都市に於いて、報告のあつた結核患者を巡回して、看護及び醫者の診療をなすために保健局が活動してゐる。八十九の都市に於いて巡回看護婦を備入れ、幼児の福祉事務所を維持してゐる。(前掲、Survey of the Activities.)

篤志者の設けたる看護所の活動は、それよりもつと普及してゐる。その數は一九一六年の始めに於いて、New York 一州のみで三百五十八

のと同様である。女子の出産に原因する死亡の多くのものは適當なる助産婦を得ることによつて防止せられるであらう。

然し不熟練な助産婦のために非常に多數の出産は危険を惹起してゐる。the New York State Department of Health の監督官は助産婦の技能を三階級に區別してゐる。第一は完全な訓練を経たる婦人であつて、第二は醫師または他の助産婦の下で半ば訓練を経たるもの、第三は全然訓練を有たぬ婦人である。最後のもの即ち全然素人なる助産婦は「低廉で産婦に喧しき指圖をしないから非常に需要が多い」(National Committee for the Prevention of Blindness, First Annual Report, Nov. 1915)を以て第一階級に入るべき助産婦は一九〇六年 New York City で五百人の助産婦と會見した結果、僅々十パーセントに過ぎず、その他の九十パーセントは全

個所一千三百六十五人の看護婦がこれに従事し、全國では總計二千個所五萬の従業者があるといふことである。現在では Metropolitan Life Insurance Company でも同社の保険に加入せる人々のために、二十八州に亘る千七百の大小都市にこの制度を實行してゐる。

Dutchess County の報告によれば千四百四十一人の自家に臥床せる病者の中四十五パーセントは、醫者の來診を受くる以外に、適當なる看護を受けてゐない。報告の言葉を藉りて言へば「多くの場合には看護を受くる便宜を有しない、さうでない場合には如何なる勤務を要するか、如何にしてこれを求むべきかを知らない」のである。(New York Charities Aid Association, loc. cit.)

労働者の妻が出産の際に熟練せる助産者を得ないのは恰も疾病に對して醫療手當を有しない然仕様のないもの許りであつたといふことである。

その後 New York 及び Pennsylvania に於いては免許登録及び取締の方法を採用して、やうやく面目を一新したのであるが、尙は多數の無免許のものも、助産婦が多數にある。無免許の助産婦は免許の助産婦に二倍すると云はれてゐるところもある。一九一三年に至つて十二個の州では助産婦に關する取締を行ひ、州政府の免許制度を採用したが、また何等の法制をも設けず、或ひは全く自由に放任してゐるところも少くない。(未完)